

## ○支援プログラムの公表状況に関する届出の提出について

- ・提出書類については、提出期限(令和7年3月31日(月))までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。
- ・期日までに提出が無かった場合、令和7年4月1日より減算の適用対象となりますのでご注意ください。※具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算する(例:令和7年7月15日に実施の届出があった場合、減算期間は令和7年4月から令和7年7月の4ヶ月間)。
- ・令和7年3月1日以降新規指定を受ける事業所については、指定申請時に標記届出を提出して下さい。
- ・減算となった場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の85です。※当該所定単位数は各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意してください。
- ・なお減算が適用される場合は、「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」により減算の届出をしていただく必要があります。